

公開買付開始公告

各 位

2022年8月22日

アメリカ合衆国、デラウェア州19801、ニューキャッスル郡、
ウィルミントン、オレンジ・ストリート1209
(1209 Orange Street, Wilmington, Delaware, 19801, in
the Country of New Castle, United States of America)
イーブイ オー ファンド エルエルシー
(EV O FUND LLC)
オフィサー リチャード・チゾム
(Officer Richard Chisholm)

イーブイ オー ファンド エルエルシー（以下「公開買付者」といいます。）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を下記により行いますので、お知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの目的

公開買付者は、適法な行為又は活動に従事すること、及びデラウェア州法に基づき設立された有限責任会社に許可された権能を行使することを目的として、2021年3月18日に米国デラウェア州法に基づき設立され、投資業を営んでいるデラウェア州法上の有限責任会社です。公開買付者は、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを通じて、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）のうち、対象者の親会社であるRed Planet Holdings Pte. Ltd.（以下「RPHP」といいます。）が所有する対象者普通株式の全部である40,692,453株（所有割合（注）70.50%）（以下「本応募合意株式」といいます。）及び本新株予約権（以下に定義されます。）54,500個（目的となる対象者普通株式545,000株）を取得及び所有することを企図しています（本新株予約権の目的となる対象者普通株式545,000株を加算した場合に公開買付者が所有することとなる株式数は41,237,483株（所有割合71.45%）です。）。

本公告日現在、ケイマン諸島法に基づき2006年12月に設立されたEVO FUND（以下「EVO FUND」といいます。）が公開買付者の出資持分の全部を保有しております。EVO FUNDは、Evolution Financial Groupの創業者兼代表者であり、また、EVO FUNDの役員かつ取締役でもあるマイケル・ラーチ氏（Michael Lerch）（以下「ラーチ氏」といいます。）が直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しています。公開買付者、EVO FUNDその他のEvolution Financial Groupに属する法人が所有する対象者普通株式及び新株予約権は、EVO FUNDが所有する対象者普通株式30株（所有割合0.00%）のみです。

（注）「所有割合」とは、(i) 対象者が2022年8月15日に提出した第24期第2四半期（自2022年4月1日至2022年6月30日）四半期報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）に記載された2022年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（57,192,187株）に、(ii) 2022年8月19日現在残存する全ての本新株予約権（54,500個）の目的となる株式数（合計545,000株）を加算した数（57,737,187株）から、2022年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（18,700株）を控除した株式数（57,718,487株）に占める割合をいいます（小数点以下第三位を四捨五入。以下同じです。）。

対象者普通株式40,692,453株（所有割合70.50%）を所有し、対象者の親会社かつ筆頭株主であるRPHP、及びRPHPの親会社であるレッド・プラネット・ホテルズ・リミテッド（以下「RPHL」といいます。RPHPとRPHLを合わせて以下「RPHP等」といいます。）は、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の世界的なパンデミックによる対象者及びその連結子会社2社全体の2020年度以降の継続的な営業損失、経常損失及び営業キャッシュ・フローのマイナス計上（2020年度及び2021年度の各数値は、それぞれ、△1,396,504,000円、△1,425,105,000円（営業損失）、△2,187,900,000円、△1,230,727,000円（経常損失）及び△565,914,000円、△529,344,000円（営業キャッシュ・フロー）、RPHPの資金難、並びにRPHLの専業であるホテル事業にお

ける経営状況の悪化を受けて、RPHP等による対象者に対する追加的な資金支援が困難と判断したことから、RPHP等は、2021年3月上旬、対象者の企業価値を中長期的に維持・向上させていくことができる外部支援の受け入れを検討するために、対象者普通株式の売却の検討を開始したとのことです。EVO FUNDは、これまでの資本取引の実施を通じて、対象者を支援する中でそのことを知り、2021年3月から同年8月中旬の間及び2022年3月に対象者及びRPHP等との間で協議を重ねた結果、今般、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者普通株式のうち、RPHPが所有する本応募合意株式を取得し、対象者を公開買付者の連結子会社とすることを目的として、本公開買付けを開始することを決定しました。本公開買付けは、公開買付者がRPHPの所有する対象者普通株式の全部である40,692,453株（所有割合70.50%）を取得した場合、公開買付者の買付け等における対象者の株券等に係る株券等所有割合が3分の1を超える場合に該当することになるため、法第27条の2第1項第2号の要求するところに従い、実施されるものです。

なお、公開買付者は、本公開買付けに際し、2022年8月19日付で、RPHPとの間で、本応募合意株式について、本公開買付けに応募することを内容とするTender Offer Agreementを締結しております。

2. 公開買付けの内容

- (1) 対象者の名称 株式会社レッド・プラネット・ジャパン
- (2) 買付け等を行う株券等の種類
- ① 普通株式
 - ② 新株予約権
- 2015年2月24日開催の対象者取締役会決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年3月12日から2023年3月11日まで）
- (3) 買付け等の期間
- ① 届出当初の期間
- 2022年8月22日（月曜日）から2022年9月16日（金曜日）まで（20営業日）
- ② 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無
- 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2022年10月4日（火曜日）までとなります。
- ③ 期間延長の確認連絡先
- 連絡先 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
03-4510-3350（事務連絡者：業務管理部長 辻家政信）
確認受付時間 平日午前9時から午後5時まで
- (4) 買付け等の価格
- 普通株式1株につき、金11円
本新株予約権1個につき、金1円
- (5) 買付予定の株券等の数
- | | |
|----------|-------------|
| 買付予定数 | 40,692,453株 |
| 買付予定数の下限 | 40,692,453株 |
| 買付予定数の上限 | — |

(注1) 応募株券等の総数（本新株予約権の目的となる株式の数を除きます。以下同じです。）が買付予定数の下限（40,692,453株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数は買付予定数の下限（40,692,453株）と同数に設定しておりますが、本公開買付けにより公開買付者が取得する可能性がある対象者の株券等の最大数は、(i)本四半期報告書に記載された2022年6月30日現在の対象者の発行済普通株式総数（57,192,187株）に、

(ii)2022年8月19日現在残存する全ての本新株予約権の目的となる株式数(合計545,000株)を加算した数(57,737,187株)から、2022年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(18,700株)及び公開買付けの特別関係者であるEVO FUNDが所有する本公告日現在の対象者普通株式数(30株)を控除した株式数(57,718,457株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 公開買付け期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 応募の方法及び場所

① 公開買付代理人

フィリップ証券株式会社

東京都中央区日本橋兜町4番2号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付等の申込みをする方(以下「応募株主等」と言います。)は、公開買付代理人の本店(以下、公開買付代理人において既に口座をお持ちの場合はお取扱い部店といたします。)において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付け期間の末日の15時までに応募してください。

③ 株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続を完了している必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④ 本新株予約権の応募の受付にあたっては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権には譲渡制限が付されておりますので、対象者の取締役会決議により必要な手続を行った上で、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。また、新株予約権者であることの確認書類として、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「新株予約権原簿記載事項を記載した書面」及び本公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類をご提出ください。

⑤ 応募株主等は、株券等の応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、応募株主口座開設の際のお届出印をご用意ください。また、応募の際にはマイナンバー(個人番号)、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)(注2)

- ⑥ 外国の居住者である株主等（法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください（常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。）。
- ⑦ 日本の居住者の個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注3）
- ⑧ 応募の受付に際しては、応募株主等に対して「公開買付応募申込受付票」を交付します。
- ⑨ 対象者の株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続（応募株主口座への振替手続）については、公開買付代理人にご相談いただくか、口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお問い合わせください。（注4）

（注1）本人確認書類等について

公開買付代理人に新規に口座を開設される場合、又は外国人株主等が日本国内の常任代理人を通じて応募される場合、マイナンバー（個人番号）及び本人確認書類等が必要になります（法人の場合は、法人本人の法人番号及び本人確認書類に加え、「現に取引にあたる担当者」についても本人確認書類が必要になります。）。また、既に口座を保有している場合であっても、2016年1月以降、氏名、住所、マイナンバー（個人番号）を変更する場合等、マイナンバー（個人番号）若しくは法人番号及び本人確認書類が必要な場合がありますので、詳細につきましては公開買付代理人にお尋ねください。

パターン	マイナンバー（個人番号）を確認するための書類	本人確認書類
1	通知カード（コピー）	以下の書類のうち、いずれか2点 ・運転免許証（コピー） ・在留カード（コピー） ・特別永住者証明書（コピー） ・住民基本台帳カード（コピー） ・各種保険の被保険者証（コピー） ・印鑑登録証明書（原本） ・住民票記載事項証明書（原本） ・住民票の写し（原本）
2	個人番号カード（両面コピー）	パターン1の書類のうち、いずれか1点
3	個人番号記載の住民票記載事項証明書 又は 個人番号記載の住民票の写し	パターン1の書類のうち、左記以外のものをいずれか1点

（注2）取引関係書類の郵送について

本人確認を行ったこととお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所又は所在地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注3）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主等の場合）

個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されま
す。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身で判断いただきますよ
うお願い申し上げます。

(注4) 特別口座からの振替手続

上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代
理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

(7) 買付け等の決済をする金融商品取引業者又は銀行等の名称及び本店の所在地

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町4番2号

(8) 決済の開始日 2022年9月27日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意
見表明報告書が提出された場合は、2022年10月12日(水曜日)となります。

(9) 決済の方法及び場所

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の
場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の
場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以降遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等
(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(10) 株券等の返還方法

下記「(11) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無
及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条
件に基づき応募株券等の全部又は一部を買い付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買
付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直
前の記録に戻すことにより返還します。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出さ
れた書類(上記「(6) 応募の方法及び場所」④に記載した書類)をそれぞれ応募株主等の指示により応
募株主等への交付又は応募株主等の住所への郵送により返還します。

(11) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限(40,692,453株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付
け等を行いません。また、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定していないため、応募株
券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。
第14条第1項第1号イ乃至ヌ、ワ乃至ツ及びネ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至
第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、
本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」
とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載
すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買
付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後
直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに応募受付けをした公開買付代理人の本店に解除書面（公開買付応募申込受付け票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

フィリップ証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

3. 公開買付届出書の写しを縦覧に供する場所

EVOLUTION JAPAN 証券株式会社

（東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 ニューオータニ ガーデンコート 12F）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

以 上